

# 保育施設における新型コロナ感染者発生時の方針（子育て支援課）

令和2年8月18日決定  
清瀬市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 目的

感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめるため、施設運営について迅速かつ適切に判断するとともに、感染症発生状況等に関する情報を積極的に市民へ提供することをもって、市民の安全安心な生活を維持することを目的とする。

なお、情報公表については感染者等に対して不当な差別や偏見が生じないように、個人情報の保護に留意する。

## 2 ご家族のPCR検査が確定した場合またはご家族が濃厚接触者と特定された場合

- (1) 保護者は、速やかに園へ連絡するよう依頼
- (2) ご家族の健康観察期間が終了し、児童が感染していないと判断されるまで出席停止

## 3 園児・職員が陽性感染者となった場合

### (1) 市の対応

当該感染者が陽性と判明した日を起点に、その翌日から1週間程度（濃厚接触者の特定及び消毒作業が終了されるまで）全クラスを臨時休園とする。

なお、臨時休園期間は、濃厚接触者の有無や保健所の助言等を踏まえて、短縮・延長する。

### (2) 保育施設の対応

- 施設の責任において速やかに「4 公表内容」を基に保護者へ情報提供を行う。
- 濃厚接触者が特定されるまで、該当園の園児は外出を控えるよう依頼
- 濃厚接触者が特定された場合、連絡先等を保健所に情報提供する旨の了承依頼
- 保健所による園内における活動や接触者等の調査への協力依頼

## 4 公表内容等

「3 園児・職員が陽性感染者となった場合」には、感染者及び濃厚接触者の範囲、感染ルート、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、個人の特定に至らない範囲の情報を公開する。（以下のうちから必要な情報を公表する）

- (1) 感染者の在籍（勤務）する施設種（園名は公表しない）
- (2) 感染者の確定日（PCR検査日）
- (3) 感染者の属性（職員（年代、性別）、園児）
- (4) 公衆衛生上の対策（臨時休園期間、消毒の実施など）

※公表内容の詳細は、個別に判断するが、感染者が特定される恐れがあり、人権やプライバシーへの配慮が求められる場合には、これらの情報の全部又は一部について公表しないことがある。

## 5 その他

臨時休園期間中の保育料及び食材料費については、臨時休園の当日から日割返還対象とする。

ただし、食材料費は実費徴収のため、私立保育施設における食材料費の扱いは施設判断とする。